

篠山市住民投票条例（案）に対するパブリックコメント手続実施
結果について

1 意見の募集期間

平成25年10月1日（火）から平成25年11月1日（金）まで

2 意見の提出者数・意見数

(1) 提出者数 2人

(2) 意見数 11件

3 意見の概要と市長の考え方

No.	意見の概要	市長の考え方	案の修正
市政の重要事項（第2条）			
1	第5号は削除すべきである。住民投票に付することが適当でない認められる事項を行政が判断する必要はない。市民の良識に任せるべきである。	第5号は、現時点において想定されない事項を総括的に定めたものです。住民請求においてこの規定に該当するかどうかを判断するのは住民自身であり、行政が判断するものではありません。本条例では、署名要件に基づく住民請求について市長に住民投票の実施を義務付けています。したがって、ご意見にあるとおり住民の判断に委ねるものです。	修正無し
住民投票の請求及び発議（第3条）			
2	住民請求の3分の1以上の連署は、ハードルが高すぎる。10分の1以上に下げるべきだ。安易に住民投票が実施されるべきではないが、ハードルが高すぎると実用的でなくなってしまう。	住民投票は市の将来を左右する重要事項を対象として実施されることを踏まえ、最もハードルの高い議会の解散や議会の議員・長の解職請求と同じ要件が適切であるとの考えから、「3分の1以上」としました。しかし、ご意見のとおり、ハードルが高すぎると、市政の重要事項について市民の意思に沿ったまちづくりを推進するため、直接住民の意思を問うこととした住民投票制度の趣旨に反することにもなりかねないため、ご意見を踏まえ、解職の請求の要件より緩和しつつ、一定の厳格性を担保する観点から、署名の要件を「5分の1以上」に修正します。	修正有り
3	住民請求の3分の1の要件は、極めて厳しい。6分の1又は5分の1に緩和すべきである。3分の1という要件は、市民が市政に参画しようとする動きを抑制するような要		

	件である。		
4	市長の発議には市議会の承認を要件とすべきである。この場合、4分の1程度の賛成で承認することとすればよい。	現在の二元代表制において議会と市長は対等であるとの観点から、市政の重要事項について市長の自らの判断で住民投票を実施することが適当であると考えています。	修正無し
投票資格者（第8条）			
5	日本に3年以上居住する定住外国人や18歳以上の市民まで広げるべきだ。	20歳未満の者や外国人に投票資格を認めることについては、現時点において市民の総意があるとまでは認めにくいと考えるため、投票資格は選挙権と同じ要件とします。	修正無し
6	定住外国人や18歳以上の未成年者を除外すべきでない。		
住民投票の成立要件等（第11条）			
7	住民投票に成立要件を設ける必要はない。成立要件を設けると、案件に反対する勢力が市民に棄権を呼びかけることになる。	成立要件を設けることにより、住民投票を成立させないことを意図したボイコット運動を招く可能性も考えられますが、住民投票は市政の重要事項について直接住民の意思を確認し、その総意を市民、市議会、市長及び職員が尊重し、市政に反映していくための制度であり、一定の投票率に達しない場合、開票してもそれが住民の総意なのかどうか心配されます。このため、成立要件は、定める必要があると考えます。また、不成立の場合に、開票すると、その結果によって市政に混乱を招くおそれがあるため、開票しないこととするものです。	修正無し
8	投票率を成立要件とすべきではない。不成立の場合、住民の市政への参加意欲を減退させることになる。		
9	成立要件を満たさなくても開票はすべきである。		
10	投票率がいくらであろうとも必ず開票すべきである。		
その他			
11	条例制定の目的と投票結果の尊重の項目を入れるべきである。このことは、篠山市自治基本条例に示されているが、確認する意味においてこの条例に書くべきである。	本条例は、篠山市自治基本条例第26条第5項の規定に基づき、住民投票の実施に関する手続を定めることから、同条例に規定する住民投票の目的や投票結果の尊重に関する規定を改めて設けません。	修正無し